



# 失対事業打切りに反対する

——全日自労のたたかい——

中 西 五 洲

じ仕事でも必ず低い賃金にしておかなければならないということですね。

これは、失対賃金が民間の賃金より高くなったり、資本家の搾取の妨害にならないようにということが配慮されているわけです。つまり、低賃金体制を支えるものとしての失対事業の性格があきらかです。こういう形にしてあげば、

## 失対事業の現状について

失対事業は、昭和二四年に緊急失対法によってはじめられた事業です。この時期は、日本の政府独占がヤミとインフレの状態から、かれらの搾取と支配の体制を確立するために、労働者に対する非常に大きな攻撃をかけてきました。その時、百数十万の労働者が職場をおわれ、くびをきられ、このぼう大な失業者を日本の低賃金体制のなかにくみこんでいくために失対事業がつくられたのです。

したがって、政府は、失対事業について基本的な性格づけをしております。その特徴的なものを二、三のべてみますと、第一は失対法の十条の二項にある失対賃金の決定の仕方です。失対賃金は、労働大臣が一方的にきめると同条の一項で明らかにしながら、二項では、「きめられるべき失対賃金は、同一地域の同一職種の賃金より一割ないし二割さげる」とあります。つまり、失対事業でやれば同

失対就労者が、どうしても生活していけないから、自分から職を求めたり、少しでも賃金のよい民間にいくだろうと。民間の企業は、そういう安い労働力を職安で手にいれることで、全体として、日本の低賃金体制を補完し、一方では、そこへ就労させることによって失業者が暴動化したりする社会不安を防ぐ、こういうような形でこの失対事業のいちばんの原則がきめられています。

第二に、失対事業には、いろいろな諸権利がほとんど保障されていません。例えば、基準法では、有給休暇の原則があります。たとえ日々雇用の労働者であっても、年間百八十日以上雇用されている労働者には、有給休暇を与えなければならないという原則も職安の日雇いには与えられていません。その他いろいろの労働者としての諸権利が保障されていないわけです。日雇失業保険、日雇健康保険などは、われわれの闘いのなかでつくられていったのです。

第三には、失対事業にはいるときは、一定の適格要件を必要とす

るといのが特徴です。失業者であれば、だれでもが失対にはいれるかという、必ずしもそうではありません。この資格は、非常にせまく限定されています。たとえば、おやじさんが働いておれば、そのおくさんや息子が失業者であっても許されません。あるいは、田畑が少しあれば許されないので。さらに、体力検定で肺活量が三三〇〇、握力がいくつ……と相当高い体力を要求しています。こういうやり方で、失業者ができるだけ失対にはいれないようにしています。失対にはいるには、大学の入学試験よりむつかしいとまでいわれています。このようなやり方が、現実の職安の窓口でおこなわれているわけです。

こういうなかで、失対の手帳をもった三五万の人々が働いていますが、その出身はいろいろあります。大工場や、大会社の出身、農村の出身、戦争未亡人や、戦争犠牲者、未解放部落というような層で構成されているのです。

現在、失対事業の全国平均賃金は四二五円で、就労日数は一ヶ月二二日の状態です。

### 全日自労の十年間の闘い

労働者としての生活を保障しないというのが失対就労者にたいする政府の方針ですから失業の責任は政府がとるべきものとして、昭和二四、五年ごろから全日自労が全国各地で結成されていきました。もちろんその当時は、全日自労という名前をつかっておらず、何とかという苦しい生活から自分たちの生活を守らなければならぬという切実な要求、たとえば、アブレに反対する要求、お盆や暮の

手当を要求する斗争、あるいは非常にあくらつな職制にたいする斗争、こういう切実ななかま全体の闘いのなかで、各地の自由労組が大きく成長していきました。

そして、二七、二八年ごろから、全国的な全日自労への結集をはじめ、政府にたいする交渉をはじめ、自治体にたいする闘いを結びつけて、今日では、強力な組織と、三二万というたくさんの組合員を結集する組合として成長してきました。わたしたちの闘いは、失対事業における政府の基本的な政策が、喰わせないようにする。ということに中心点があるというこの政策と闘っていかねばならないとして、この三、四年来、最低生活一日六〇〇円の賃金を保障せよ。という闘いを全国的にくりひろげてきました。もちろん安保健条約反対の斗争、軍事基地や、核武装に反対する闘い、このような闘いと緊密に結びつけて闘ってきたのは当然です。

こういう闘いのなかで、いまだということがおこってきているかということ、失対賃金が、必ずしも地域の最低賃金になっていないということ、われわれの賃金斗争のなかで、多少はごまかすためにも賃金をあげてこざるを得なかったが、全国の六大都市をのぞいた中小都市、あるいは、農村地帯、失業多発地帯などでは、民間企業の賃金の方が低いという現象もみられるのです。そして、かれらのきめた「失対賃金は、地域の最低賃金になっていなければいけない」という基本にいたたまれなくなり、失対就労者が一般民間企業にながれていくということが少くなり、ここでは、われわれの闘いが多少は影響していますが、むつかしくいえば、全体としての日本の低賃金体制を補完し、維持するためのいろいろな機関や、制度の

なかの一つとしてつくられてきたこの失対事業が必ずしもその役割を果さなくなってきたのです。

そういうなかで地域では、たとえば、土建業者、中小企業の資本家、こういう層が一体となって失対事業を非常に敵視するようになってきました。失対賃金があるということは、自分たちのところで働いている労働者の賃金もあげなければならなくなるからです。あげられ労働者がきてくれない、むしろ逆に失対に労働者がながれてくる。このよう現象がうまれてくるにつれて、失対事業をなくしてしまえという声が、自民党や自治体のなかにおける反動や、地域における中小企業々者の中で、二、三年前から出ていました。

ここに、われわれは、失対打切りの真のねらいがあると思います。さらに、打切りの意図のなかには、全日自労が生活保護者の組織化や、民間雇いの組織化をし、この斗いと、日本の労働者階級全体の斗いをむすびつけていくなかで、失業と貧困に反対する大きな斗争にもりあげていこうという方向で、数年来、斗ってきたわけですが、このことが、かれらにとってはとくに、気にいらないういえます。

もともと日本には一千万人といわれる極めて貧困で低賃金な労働者があり、これがまたかれらのぼう大な搾取を保證する基盤にもなっているのです。

これは、現在、米日独占がすすめている戦争政策にも通ずるものです。また、これを基礎として低賃金体制がくまれており、この立場から、かれらの支配体制のいちばん恥部であるこの一千万の貧困者が斗いを拡大するということは、かれらにとっては困ることであ

り、従って、この全日自労をつぶすということは、非常に大きな利益があり、必要性があるわけです。こういうところから全日自労の主要な基盤になっている失対事業をなくすことによって、全日自労を粉砕するという方向がすすめられています。

さらに、年間、四百億円をこえるような失対事業費をできるだけ削減して、米日独占のための、経済的、軍事的な諸費用にまわしていくことも、同時にこの失対事業打切りにはくみいれられていることか明らかです。

政府は、失対事業が、非常に能率がわるい、あるいは老令化している、または、一度失対事業はいつてしまふとなかなか出たがらない、すなわち停滞化している、ということをとらあげて失対事業をうちきってしまったらなければならないとしているのです。

五月十八日、福永首相が出した構想には、これらのことが中心になっているのですが、もともと失対事業は、非能率であるように政府の政策としてやられたまた宣伝しています。

それは、失対事業は労働力を多量に吸収しなければならぬ、できるだけ機械はつかってはならないとあります。また、資材費も、わずかです。どうしても本格的な土木事業をやれないということが一方にはあるわけです。

また、一方、失対事業はきわめて低賃金で無権利で、何の保障もない事業です。ここでは労働者が労働意欲をもつことが少ないというのも事実です。

こういうふうな非能率の原因は、政府にあるにもかかわらず、大改革とか、うちきるとかいう攻撃がきているのです。

つきに、老令化という問題は、たしかに老人がふえてきています。平均年齢が四十九才、五十才になった原因は、政府の政策である適格基準、つまり失対にはいる基準を嚴重にして、失業者が失対にはいれないという状態のなかでは、年々、老令化していくのはあたりまえのことです。失対就労者のなかには六十才以上の人たちが十九%という比率をしめています。これは、老令問題として、われわれのなかに相当重要な問題になってきています。しかし、その中心を考えてみても、現在の日本の失業者が中、高年層に集中してきているという関係で、やかましくいわれているのですが、失対事業の問題というのは、そういう中、高年層の失業問題の典型的な見本であるわけです。

さらに、停滞の問題ですが、中、高年層の場合は民間その他の雇  
用からシャット・アウトされているという現象の一面であるし、また、一面では、失対事業とかわらないような無権利で低賃金な中小企業には、なかなかでいこうとしないのは当然です。

全体として、日本の低賃金体制がどんなにひどいものであるかということを証明しています。

### どう変えようとしているのか

政府、自民党の考え方をいちばん端的にあらわしているのが、全国市長会が六月十八日、十九日の会議で発表した失対改革に関する意見です。

それを一言でいうなら、われわれのなかで、比較的体力のない層を生活保護にかえたい、体力の比較のある層は民間の企業や、公共

事業にまわしたい、というかたちで失対事業の就労者を二つの方向に整理し、失対事業を新しくつづけるとすれば、国営事業でおこない、時限立法で、きわめて短い期間にこの二つの方向へのふりわけをして、くびをきってしまふ、こういう考えが市長会の方針として示されています。

おそらく、現在、自民党のなかでも、これと大同小異の考え方が支配的であり、労働省の方向もこうなっていくと思えます。

生活保護にかえられるということは、われわれの生活がいっそう不安定になるということです。生活保護では失対賃金の収入すら保障されません。また家族に働いている人がいれば、生活保護はうけられなくなります。自民党は、失対事業から生活保護にかえた場合、収入がへるようなら、準生活保護、というのをつくって、その差額を保障すればよいという考え方がありますが、よしんば失対賃金とかわらない収入が保障されたとしても、なお、生活の低下を意味します。それは、われわれの間は、失対の賃金だけで喰っているわけではないからです。失対事業の賃金は全国平均で、手当もふくめると、月一万二千円ぐらになります。それに加えて、おくさんは内職、子供は新聞配達と、家中で家計を支えているというのが普通です。

労働省の調査にみると、失対就労者の家族構成は、三・二人で、その中で仕事をもっているものは一・二人となっています。一カ月  
の収入は一万七千円ぐらいたとされています。ですから、たとえ一万二千円の生活保護費をもらったとしても、五千円のひき下げになります。

それは、生活保護制度には収入認定制度というものがその根幹にすわっていて、収入があればすべてさし引くという考え方になっているからです。ですからわれわれは、生活保護へのきりかえには強く反対しているのです。

一方体力のある人たちについて考えてみると、民間会社で、若い人たちさえほとんど整理されている現在、中、高年層の職場が保障されていくということは、考えられません。

労働省は、今年から雇用奨励制度というものをつくり、失対就労者を常用雇用として保障する場合には、一年間だけ賃金の半額を補助する、就職支度金として二万円を貸しあたえるというかたちで、この制度をつくったわけです。われわれは、常用雇傭を促進するということには異議がないわけですが、きわめて低い賃金の雇用を予想しているこの制度に反対をしています。

しかし、このように不景気が深刻になり、一方では貿易の自由化をひかえて、相当大きな不況がくることが予想される状態の中では、常用雇傭という制度にも期待することはできません。だから、われわれの仲間が、民間の常用雇傭に復帰するということは、今のままの政府の姿勢ではとうてい不可能といわざるをえません。

そこで政府は、われわれの仲間の中の元気な人たちを、公共事業にしばりつける、という政策をとってくるとおもわれます。公共事業というのは、一年の半分ぐらいしかおこなわれません。さらに山の中で、ダム工事としておこなわれたりするので、通勤はできません。飯場生活という形で高い食費をさしひかれ、二重の搾取がまちうけています。

こういうことが、われわれのこれから直面する事態ですが、今まで民間の日雇いとしてやとわれたり、公共事業などで失対よりは高い賃金をかせぎながら、公共事業がなくなれば失対にかえってくるというような生活のやりくりもできなくなります。こんどは帰る場所がなくなるわけです。

ですから、どう考えても、現在の政府の考えている失対うちきり、失対の大改悪を支持することはできません。われわれにとって死活の問題であるとともに、日本の労働者階級にとっても、最低の支えになっていく失対事業がなくされ、ここでは最低の生活すら保障されないという状態がつけられるということで、日本人民全体にとっても大きな問題であるかと考えています。

### われわれの闘いの方針

われわれは、このような政府のやり方にたいして、全力をつくして闘うという決意でその体制をつくっています。

総評を中心に、あるいは、社会党、共産党など日本のいっさいの民主勢力を結集して、この失対うちきり反対闘争を大きな国民全体の統一行動として発展させようと、現在闘いをすすめています。

今年の十月ごろから暮にかけてこの闘いは大きな、独占や反動がつくり上げてきた残酷な政策にたいする斗争として、社会問題となり、政治問題とならなければならぬとおもいます。

とくに、ここで、失対事業と部落との関係についてふれておかなければなりません。

失対事業は、西日本の諸県においては未解放部落の闘いときりは

なすことはできないつながりをもっていきます。

私の出身は三重ですが、三重の失対就労者三千のうち、七割は部落の出身によってしめられています。

いままでの部落産業は、つきからつきへと崩壊しています。たとえば、三重県では、伊勢表——ぞうり表の製造、加工業などは、ゴムぞうりにおさえられてほとんどつぶされようとしています。こういう人たちはほとんど失対事業にはいつてきています。このような部落産業の衰退とともに、部落における失対事業は、ますます大きな比重をしめています。

また、とくに農村地帯では、農業構造改善事業がすすむにつれて、未解放部落の中でも零細農家の整理と淘汰が、政府の政策としてすすめられているわけですから、こういう中でも、失対事業と部落の要求をきりはなして考えるわけにいきません。

ここで、失対事業がうちきられることになれば、部落の失対事業

## 失対打ち切り反対の決議

五月十八日、福永労働大臣の失対打ち切りの構想発表は、池田自民党政府が、日本の労働者階級および全人民にかけてきた攻撃である。世界の資本主義体制の危機、池田内閣の高度経済政策の破たんにより、日本経済は極度の不況に追いこまれた。

この危機を切り抜けるために必死になつていられる彼らは、失業者を首切りするという、および世界に例をみない気狂いじみた政策を打

ち出してきた。

失対打ち切りは、失対に就労している三十五万の仲間および家族百四十万人の生活権をうばい、これら失業者を、貧困、差別、無権利におしこめ、日本の生活水準を引下げ、低賃金体制を強化し、彼らの思うままの収奪と搾取をすることに於いて、急速に日本を軍国主義化しようとしていることは明らかである。

この失対打ち切りの労働者階級および全人民におよぼす重大な影響を充分認識し、総評、全日自労、解放同盟を中心とする労働者および全人民は、一致団結してこれを粉碎し、独

に就労している人たちだけの問題ではなくて、その部落にいて商売をやっている人たち、あるいは関連する人たち、未解放部落全体として、失業と貧困のまった中にたたせられるということは、だれもが疑問の余地のないところだ。こうみてくると、失対事業うちきり反対斗争は、未解放部落にとっても、きわめて、重要で中心的な課題であるとおもいます。部落解放同盟が、そのような立場で、この問題を重要な斗争課題としてとりあげ、わが全日自労と共闘して下ることが、現在きわめて大切になってきています。

われわれは、部落解放同盟の皆さんが、この斗争をいっそう大きく前進させ、全日自労の欠点や、不十分さをおぎなっていただいて、日本の民主勢力の大きな斗争課題とし、斗争の統一課題としていただくことをおねがいしたいとおもいます。

(全日本自由労働組合中央執行委員長)

占や政府に一大打撃を与えるであろう。われわれは勝利するまで体制を強化し、断固闘うことを決意して次のことを決議する。

- 一、失対打ち切りを絶対反対する。
- 一、失対事業根本的改悪に絶対反対する。
- 一、最低六〇〇円賃上げせよ。
- 一、公務員なみの手当を支給せよ。
- 一、完全な社会保障を確立せよ。

七月二十四日

興津弾圧糾弾、失対打ち切り粉碎総決起大会